公布された規則のあらまし

佐賀県保健福祉事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第24号)

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 2 各保健福祉事務所の福祉支援課の分掌事務に、生活困窮者自立支援法の施行に関することを加えることとした。(第3条関係)
- 3 各保健福祉事務所の衛生対策課の分掌事務に、佐賀県食の安全・安心の確保を推進する条例の施行に関することを加えることとした。 (第3条関係)
- 4 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。(第3条関係)
- 5 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。 佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則(規則第 25 号)
- 1 佐賀県食肉衛生検査所に副所長を置くことができることとした。(第5条~第7条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用することとした。 佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則(規則第 26 号)
- 1 杵藤農林事務所の農林調整監を廃止することとした。(第6条、第7条及び第9条関係)
- 2 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。 佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則(規則第 27 号)
- 1 伊万里土木事務所の建築課を廃止し、杵藤土木事務所に建築課を置くこととした。(第3条関係)
- 2 東部及び杵藤の各土木事務所の管理第一課及び管理第二課並びに用地第一課及び用地第二課を廃止し、これらの土木事務所に管理課及び 用地課を置くこととした。(第3条関係)
- 3 唐津土木事務所の道路整備課及び河川課を廃止し、工務第一課及び工務第二課を置くこととした。(第3条関係)
- 4 唐津土木事務所の道路、河川及び海岸の維持及び修繕に関する事務を管理課において行うこととした。(第4条関係)
- 5 伊万里土木事務所の建築基準法に関する事務を管理課において行うこととした。(第4条関係)
- 6 その他所要の改正を行うこととした。
- 7 この規則は、平成27年4月1日から施行することとした。